

2020年3月17日 全6頁

国会提出

# 資金移動、新金融サービス仲介の法律案

## 金融商品販売法、資金決済法の改正の概要

金融調査部 主任研究員 横山 淳

### [要約]

- 2020年3月6日、「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。
- この法案は、2019年12月20日にとりまとめられた「金融審議会 決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ報告」を受けて、金融商品の販売等に関する法律、金融商品取引法、資金決済に関する法律などを改正するものである。
- 主な改正項目としては、①多種多様な商品・サービスをワンストップで提供する「金融サービス仲介業」の創設、②高額送金を取扱い可能な類型（第一種資金移動業）や少額送金のみを取り扱う類型（第三種資金移動業）を設けるなどの資金移動業の規制の見直し、③収納代行や前払式支払手段についての利用者保護のための措置の整備などが挙げられる。
- 上記①は、公布日から起算して1年6月以内の政令指定日、②③は、公布日から起算して1年以内の政令指定日から施行することが予定されている。

## 金融商品販売法等改正法案の国会提出

2020年3月6日、「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案」<sup>1</sup>（金融商品販売法等改正法案）が国会に提出された。

この法案は、2019年12月20日にとりまとめられた「金融審議会 決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ報告」<sup>2</sup>（決済・仲介WG報告）を受けて、金融商品の販売等に関する法律（金融商品販売法）、資金決済に関する法律（資金決済法）などを改正するものである。主な改正項目は次の通りである。

<sup>1</sup> 金融庁のウェブサイト (<https://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>)。

<sup>2</sup> 金融庁のウェブサイト ([https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20191220.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20191220.html))

(1) 金融サービス仲介業の創設	← 金融商品販売法
(2) 資金移動業の規制の見直し	← 資金決済法
(3) 資金決済（収納代行、前払式支払手段）に関する利用者保護のための措置	↓
(4) その他（店頭デリバティブの取引情報の報告先の一本化など）	← 金融商品取引法

本稿では、これらのうち、決済・仲介 WG 報告の内容を立法化する(1)～(3)について、その概要を紹介する。(4)については、別稿で紹介したい。

## 1. 金融サービス仲介業の創設

改正法案は、「金融商品の販売等に関する法律」（金融商品販売法）を改正し、「金融サービスの提供に関する法律」に改称した上で、新たな業種として「金融サービス仲介業」を創設することとしている。

ここでの「金融サービス仲介業」とは、決済・仲介 WG 報告における「複数業種かつ多数の金融機関が提供する多種多様な商品・サービスをワンストップで提供する仲介業者」<sup>3</sup>を受けたものである。具体的には、「例えば、スマートフォンのアプリケーションを通じ、自身の預金口座等の残高や収支を利用者が簡単に確認できるサービスを提供するとともに、そのサービスを通じて把握した利用者の資金ニーズや資産状況を基に、利用可能な融資の紹介や、個人のライフプランに適した金融サービスの比較・推奨等を行う」<sup>4</sup>ビジネスが想定されているようだ。

こうした業種横断的な商品・サービスをワンストップで提供する新しい「金融サービス仲介業」をどの法律で規定するか、については、決済・仲介 WG 報告がとりまとめられた当時から関心の的となっていた。最終的には、金融関連法制の中でも、特に幅広い金融事業者（金融商品販売業者等）を対象とする金融商品販売法が選ばれる結果となった。

金融システム改革（いわゆる日本版ビッグバン）などを背景に「今後予想される多様な金融商品の登場等にも備える横断的な販売・勧誘に関するルール」<sup>5</sup>として2001年に施行された金融商品販売法は、確かに、業種横断的な「金融サービス仲介業」の受け皿としてふさわしい面があると言えるだろう。もっとも、金融商品販売法は、これまで（業者の）説明義務違反に対する損害賠償責任を中心とした、販売・勧誘に関する「民事ルール」としての性質が強かった。これが、「金融サービスの提供に関する法律」への改称に伴い、「金融サービス仲介業」を規律する「業法」としての性質を強めることとなるように筆者には思われる。

改正の概要をまとめると次の通りである。

<sup>3</sup> WG 報告 p. 20。

<sup>4</sup> WG 報告 p. 20。

<sup>5</sup> 金融庁「広報コーナー第5号」（2000年12月12日）p. 2  
[https://www.fsa.go.jp/kouhou/kouhou\\_01/005\\_1212.pdf](https://www.fsa.go.jp/kouhou/kouhou_01/005_1212.pdf)。

**(1) 法律名の変更**

◇「金融商品の販売等に関する法律」を「金融サービスの提供に関する法律」に改称する

**(2) 金融サービス仲介業の創設****① 定義、業務範囲等**

◇「金融サービス仲介業」とは、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務、貸金業貸付媒介業務のいずれかを業として行うことと定める（金融サービスの提供に関する法律（案）11条）

◇ただし、「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるもの」（注1）は、金融サービス仲介業者は取り扱うことができない（同11条）

◇情報通信技術を利用して金融サービス仲介業務（電子金融サービス仲介業務）を行う金融サービス仲介業者は、一定の要件（注2）を満たせば、電子決済等代行業を行うことができる（同18条）

◇所属制は採用しない。

**② 参入規制**

◇金融サービス仲介業を営むためには内閣総理大臣の登録を受けなければならない（登録制）（同12条）

◇金融サービス仲介業者に、保証金の供託等を義務付ける（損害賠償資力確保の観点）（同22条）

**③ 業規制**

◇金融サービス仲介業者が取り扱うサービスの分野に応じた各種の規制を整備する

（共通の規制） 誠実義務（同24条）、金融機関から受け取る手数料・報酬等情報の提供（同25条）、重要事項の説明義務（同26条）、利用者情報の適正な取扱い（同26条）、利用者財産の受入れ禁止（同27条）、帳簿書類の作成（同33条）など

（銀行分野の規制） 情実融資の媒介の禁止など（同29条による銀行法の準用）

（証券分野の規制） インサイダー情報を利用した勧誘の禁止、損失補填の禁止、顧客注文の動向等の情報を利用した自己売買の禁止など（同31条による金融商品取引法の準用）

（保険分野の規制） 自己契約の禁止、告知の妨害の禁止、不適切な乗換募集の禁止など（同30条による保険業法の準用）

**④ その他**

◇当局による監督（同35～39条）、自主規制機関（認定金融サービス仲介業協会）（同40～50条）、裁判外紛争解決制度（同28、51～73条）、有価証券等仲介業務を行う場合の外務員制度（同75～80条）などに関する規定を整備する

(注1) 具体的にどのようなサービス・商品が、取扱可能/不可となるか、最終的には、政令を待つ必要があるが、現時点では、金融庁は次のようなイメージを抱いている模様である。

	銀行	証券	保険
取扱可能	普通預金、住宅ローン	国債、上場株、投資信託	傷害、旅行、ゴルフ
取扱不可	仕組預金	非上場株、デリバティブ	変額、外貨建

(出所) 金融庁「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案説明資料」(2020年3月) p. 4

(注2) 例えば、財産的基礎、過去の処分履歴、(外国法人の場合)日本における代表者などが掲げられている。

## 2. 資金移動業の規制の見直し

金融商品販売法等改正法案は、資金決済に関する法律(資金決済法)を改正し、資金移動業の新たな類型として、高額送金を取扱い可能な「第一種資金移動業」、少額送金のみを取り扱う「第三種資金移動業」を設けることとしている。現行の資金移動業に相当する類型は「第二種資金移動業」と位置付けられる。これらの3種類の概略を整理すると次のようになる。

図表1 金融商品販売法等改正法案の下での3つの資金移動業の種類の概略

	第一種(高額類型)	第二種(現行類型)	第三種(少額類型)
参入規制	許可制	登録制	
送金上限額	上限なし	少額として政令で定める額(100万円(現状維持)の予定)	特に少額として政令で定める額(数万円程度を想定)
利用者資金の受入れ	具体的な送金指図がある場合のみ受入れ可(ただちに送金)	送金上限額を超える場合、送金と無関係な資金は払い出す	政令で定める額を超える額の受入れ不可
利用者資金の保全方法 (履行保証金の供託等)	①供託、②保証、③信託 (※①②③の組合せも可)		左記①~③に加え、④ 分別預金も可 (④は要外部監査)
保全額の算定方法	営業日ごとに算定	週1回以上算定	

(出所) 金融商品販売法等改正法案、金融庁「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案説明資料」(2020年3月)などを基に大和総研金融調査部制度調査課作成

## 3. 資金決済に関する利用者保護のための措置

金融商品販売法等改正法案は、前記2.の資金移動業の規制の見直し以外についても、次のような改正を行うこととしている。いずれも決済・仲介WG報告を受けたものである。

### (1) 為替取引に関する規定の整備

◇一定の収納代行（注1）につき、為替取引に該当することを明記する（金融商品販売法等改正法案に基づく資金決済法2条の2）。

### (2) 前払式支払手段（プリペイドカード等）に関する規定の整備

◇前払式支払手段発行者に対して、内閣府令で定めるところにより、前払式支払手段の利用者の保護を図り、及び前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を講じることを義務付ける（同13条）。

◇前払式支払手段発行者に対して、前払式支払手段発行業務の一部を第三者に委託した場合、内閣府令で定めるところにより、業務委託先に対する指導その他の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じることを義務付ける（同21条の2）

◇内閣総理大臣が、前払式支払手段発行者の前払式支払手段発行業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要があると認めるときは、その必要の限度において、業務改善命令を行うことを可能とする（注2）（同25条）。

（注1）厳密には、金銭債権を有する者（受取人）からの委託、受取人からの金銭債権の譲受けその他これらに類する方法により、当該金銭債権に係る債務者又は当該債務者からの委託（2以上の段階にわたる委託を含む）その他これに類する方法により支払を行う者から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該受取人に当該資金を移動させる行為（当該資金を当該受取人に交付することにより移動させる行為を除く）であって、受取人が個人（事業として又は事業のために受取人となる場合におけるものを除く）であることその他の内閣府令で定める要件を満たすもの、と定義されている。

（注2）改正前においては、利用者の利益を害する事実があると認めるときに、利用者の利益の保護のために必要な限度において、業務改善命令を行うことができたとされていた。

前記(1)は、いわゆる「割り勘アプリ」を念頭に置いており、一定の収納代行が資金移動業に該当し、資金移動業登録などが必要であることを明らかにするものである。もっとも、例えば、宅配業者の代金引換やコンビニの収納代行、いわゆるエスクローサービスなどは、規制の適用対象外（つまり現状維持）とする方針が示されている<sup>6</sup>。

前記(2)については、最終的には、内閣府令などを待つ必要があるが、決済・仲介WG報告の下記の提言を踏まえたものと思われる。

（発行者が提供する仕組みの中で、利用者が他の者にチャージ残高を譲渡することで、個人間で支払手段の移転を行うことが可能なタイプの前払式支払手段について）「発行者に対し、譲渡可能なチャージ残高の上限設定や、繰り返し譲渡を受けている者の特定等の不自然な取引を検知する体制整備を求めることが考えられる。」（決済・仲介WG報告 p.13）

「利用者が正確な理解の下で前払式支払手段を利用できるようにするため、利用者に対する情報提供事項として『利用者資金の保全に関する事項』を追加し、利用者に対して、法令上は利用者資金の半額以上の保全が求められており、必ずしも全額保全が図られているわけではない旨や、各発行者の保全方法についての情報提供を行うことを前払式支払手段発行者に義務付けることが考えられる。」（同

<sup>6</sup> 金融庁「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案説明資料」（2020年3月）p.10。

p. 14)

(外部委託先の管理体制の整備や業務改善命令の発出要件について)「監督上の対応の整合性・実効性を確保するため(…中略…)前払式支払手段発行者に係る規定を資金移動業者に係る規定と整合的なものとする」(同 p. 14)

#### 4. 施行日（予定）

金融商品販売法等改正法は、公布日から起算して1年6月を超えない範囲の政令指定日から施行することが予定されている（金融商品販売法等改正法案附則1条）。ただし、項目によっては、異なる施行日が定められているものもある。

本稿で解説した1～3の改正項目について、施行日（予定）を整理すると次の通りである。

**図表2 主要項目の施行日（予定）**

項目	施行日（予定）
1. 金融サービス仲介業の創設	公布日から起算して1年6月以内
2. 資金移動業の規制の見直し	公布日から起算して1年以内
3. 資金決済に関する利用者保護のための措置	

(出所) 金融商品販売法等改正法案を基に大和総研金融調査部制度調査課作成